

# 池田湖船舶進入路利用規則

(目的)

## 第1条

三好市から池田湖船舶進入路(以下、スロープ)の管理を委託されている一般社団法人地球のテーマパーク(以下、「法人」という。)は、池田湖ダム湖面(以下、「池田湖」という。)の有効利用及び環境保全並びに安全利用等を推進するにあたり、池田ダム湖利用協議会において策定された池田湖ダム湖利用計画に基づき、池田湖船舶進入路利用規則(以下、「利用規則」という。)を以下のとおり定める。よって、この法人の会員並びにこの法人が実施する事業に参加する者は、池田湖の利用に関してこの利用規則を遵守しなければならない。

(基本方針)

## 第2条

スロープを使用し、池田湖面を利用する場合(以下「湖面利用」という。)の基本方針を以下のとおり定める。

1. ダム機能保全 湖面利用によりダムの運用に支障をきたすこと、管理設備に損傷を与えること、または、構造物の設置により貯水池容量の減少や疎通能力の阻害など本来ダムが持つべき機能を低下させることのないよう、必要な措置を講ずるものとする。
2. 環境保全 湖面利用により、貯水池水質、景観の阻害及び利用にあたって排出した廃棄物等の発生などダム湖及び周辺環境悪化を招かないよう必要な措置を講ずるものとする。
3. 安全利用 湖面利用により、考え得るすべての事故防止に必要な措置を講じるほか、不慮の事故等に備え損害保険に加入するよう指導するものとする。
4. 地域貢献 池田湖面周辺地域及び吉野川流域との交流を促進し、地域貢献活動を通して公益の増進に寄与する活動を行う。

(スロープ等利用者および船舶の範囲と登録)

## 第3条

スロープ等利用者及び利用船舶について、以下のとおりとする。なお、この対象範囲は、船舶等により湖面を利用する者または船舶であり、船舶及びその所有者並びに同船者も対象となるが、法人が認める者および船舶については適用されない。

1. スロープ等利用者の範囲 この法人におけるスロープ等利用者の範囲は、この法人の定款に定めのある会員のほか、この法人が実施する事業に参加する者、又は、この法人の代表理事が認める者とする。
2. スロープ等船舶の範囲 スロープを使用し、池田湖を利用する全ての船舶については、この法人に登録しなければならない。なお、登録が必要な船舶等は以下のと

おりとする。

- ①. エンジン付きボート（バッテリー駆動含む）

4サイクルエンジンに限る。2サイクルエンジンを使用したボートでは船舶登録は出来ない

- ②. 水上バイク類

4サイクルエンジンに限る。2サイクルエンジンを使用した水上バイクでは船舶登録は出来ない

エンジンマフラーの改造、騒音が近隣住民、湖面利用者に対して迷惑をかけるこの法人が判断した船舶、水上バイクの登録はできないものとする。

- ③. ①～②以外でこの法人が必要と認めた船舶

- ④. 湖面にて使用する船舶、及びそれらを運搬する車両、トレーラーなどは登録会員が自己の責任において、法令に沿ったものを必ず使用すること。

#### 第4条

湖面利用とは、門扉から湖面への進入路利用を含むこととし、湖面利用時間帯（門扉の開閉時刻）は原則として以下のとおりとする。

1. 9時から午後17時まで

出水時の湖面利用は危険であるため、イケダ湖流入量が原則250 m<sup>3</sup>/s以上の時は、利用を禁止する。 なお、池田ダム湖河川情報については、以下に示す方法で入手可能である。

電話応答（自動）0883-72-5711

インターネット <https://www.ikesou.jp/>



（スロープの利用）

#### 第5条

利用可能なスロープは、原則として別添図1に示す1箇所とし、基本的にはスロープを利用することとする。その利用方法は以下のとおりとする。

1. スロープを利用する場合は、毎回、当法人が用意した予約システムから利用日を予約し利用料金を事前に支払う必要がある。また使用する船舶においては、この予約システムを通して利用する事で、この法人において池田湖利用に関する船舶登録（当日限り）をしたと見なされる。
2. 第3条において認められた湖面利用者に対し、この法人の代表理事が門扉の解錠方法を通知することとする。 なお、第3条に定めるスロープ等利用者以外の者にこの

解錠番号を教えてはならない。

3. スロープの門扉は、開閉の都度、施錠しなければならない。進入してからボート揚降の間に開け放しておくことのないよう注意する。

(湖面利用エリアと艇数制限)

#### 第6条

河川管理施設の操作等に支障となること、また、危険防止の観点から、原則として次の水域を通航禁止区域及び遊漁禁止区域とする。

1. スロープを使用して池田湖を利用する者は、別添図1で示す池田ダム湖利用協議会において定められた禁止事項及び利用方法の制限等を遵守しなければならない。
  - ①. 通航、遊漁禁止区域 ダム堰堤から上流100mの範囲
  - ②. 事故防止、利用者間等とのトラブルを未然に防ぐ観点から、利用種別に応じて別添図1とおりに利用エリアを定めるとともに利用艇数を制限する。
  - ③. 各使用エリア内であっても弱者に対する配慮を行うこととする。

(湖面利用エリア使用方法)

#### 第7条

湖面利用エリアにおいて一度に湖面を利用できる実働台数は、以下のとおりとする。

1. ウェイクボード・水上スキー等のトーイングを行う利用 3艇
2. 水上バイク類 台数は定めないが法人が必要とした場合は別に定める。
3. 湖面利用エリアを使用する場合は、事前にこの法人の事務局へ連絡し、利用状況の確認を行い予約することとする。

一般社団法人 地球のテーマパーク



インターネット：<https://www.themepark-earth.com>

電話：0883-70-0130 E-Mail：contact\_us@themepark-earth.com

(車輛等の駐車)

#### 第8条

吉野川運動公園(池田球場)が大会等で使用されている場合は、別添図2に示すように、池田球場上流側にある駐車場(へそっこ大橋の下に位置する駐車場全体)への車輛、船舶の台船等の駐車を禁止する。

(航行速度規制と併走の禁止)

#### 第9条

航行速度については、別添図1に定めるとおりとする。特に、出航、帰着のため進入路に近づく船舶等を見かけた場合は、航行速度を減速しこれに協力することとする。

1. 航行中の併走を禁止する。

(ライフジャケットの着用)

#### 第10条

湖面利用時は、必ずライフジャケット類を着用することとする。

(環境保護及び水質保護)

#### 第11条

1. 水上での給油等水質に悪影響を与える可能性のある行為を禁止する。なお、事故処理に関わる費用については河川法67条により、原因者負担とする。
2. ゴミの持ち帰りを徹底する。
3. 池田湖や貯水池周辺を利用した各種イベント等に積極的に参加協力し、環境保全に関する啓発を行う。

(迷惑行為の禁止)

#### 第12条

池田湖周辺集落の居住環境の保全に配慮し、周辺での騒音等迷惑行為を禁止する。

(事故等への対応)

#### 第13条

1. **湖面、及びスロープ、浮き桟橋を含む施設の利用において発生したすべての事故については自己責任とし法人は一切の責任を負わない。**また万一事故が発生した場合、河川法、海上衝突予防法、水難救助法を準拠し処理することとする。
2. 池田湖周辺において各種事故が発生・発見した場合は速やかに別添図1のとおり連絡することとする。

(外来生物への対応)

#### 第14条

池田湖において特定外来生物に指定されている生物を捕獲した場合、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、池田湖外への持ち出しを禁止する。

(大会及びイベント等の開催)

第15条

1. 大会等の開催により湖面を使用したい場合は、法人に連絡をして必要な申請及び手続を行うこととする。
2. 大会等開催時には、他の湖面利用者や一般通行者等に配慮し、看板の設置やホームページ等を活用するなど、周知のために必要な処置を講ずることとする。
3. 大会等終了後には清掃をすることとする。

(地域交流)

第16条

池田湖を管理保全する機関や自治体及び地域住民等に感謝し、地域との相互理解のもと円滑に湖面利用を行えるよう、地域貢献活動や地域交流事業に積極的に参加協力することとする。

(規則の遵守及び罰則)

第17条

1. 以上の規則に従い、安全快適な湖面利用を心掛けることとする。また、この規則に定めるもののほか、必要な事項については、この法人の代表理事が池田湖利用協議会の承認を得た上で別に定めることができることとする。
2. この規則に2回以上の違反を認めた場合、もしくは、この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたことを確認した場合は、この法人の理事会において出席した理事の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。

附 則 この規則は、2022年5月1日から施行する。